

## 別表第2（第2条関係）

## 弔慰金等

職名	本人	生計を一にする同居の一親等及び配偶者（姻族を含む）	生計を一にする同居のその他の親族	生計を一にしない父母（義父母は含めない）
市長・副市長・教育長	花環または生花一基 10,000円	5,000円	5,000円	5,000円
市議会議員	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円
教育委員会委員	花環または生花一基 10,000円	5,000円		
その他委員	5,000円			
校長・教頭	10,000円	5,000円		
教諭	5,000円			
当市と密接な関係にある又は市政に貢献のあった者で特に教育長が認めた者	都度決定			